

十 十 九 十 九 八 七 六 五 四 三 二 一 条 成 省 ○  
二 二

募 発 振 額 最 払 発 発 用 振 の 法 発 号 名 平 等 五 第 債 務  
 の 経 利 集 替 低 込 行 等 替 条 律 行 称 成 を 年 三 の 省  
 払 過 の 行 単 額 行 方 法 項 及 の 及 十 次 六 十 発 告  
 込 利 価 单 面 金 方 の び 根 び 五 の 月 号 行 示  
 み 子 率 格 日 位 金 額 額 法 適 そ 抱 記 年 と 二 一 等 第

○

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{5}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除すること

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出し  
た金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以下同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{0.2}{2}$$

十	十	十	十四
七	六	五	
元	償	償	第
利	還	還	二
金	期	限	期
支	額		以
日	額	平	後
本	面	成	の
銀	金	二	利
行	額	十	子
	百	年	を
	円	六	支
に		月	払
つ		二	う
き		十	。
百		日	
円			

十  
九

拝  
込  
期  
日

平十平  
成五成  
十年十  
五六五  
年月年  
六十六  
月九月  
二日十  
十ま三  
五で日  
日か  
ら  
平  
成